

令和6年度第1回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要について

令和6年11月28日
建設交通部指導検査課

令和6年11月6日に開催しました令和6年度第1回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要は、以下のとおりでしたのでお知らせします。

1 日 時 令和6年11月6日（水）午前10時00分から午前11時10分まで

2 場 所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

3 出席者 京都府公共事業評価に係る第三者委員会
多々納裕一委員長、河邊委員、岸田潔委員、黒坂則子委員、
三谷茂委員、深町加津枝委員、山口靖弘委員
京都府
建設交通部部長、技監、理事、課長ほか
農林水産部 課長ほか

4 傍聴者 なし

5 議事と結果

■府営農業競争力強化農地整備事業（徳光地区）【事前評価】

「事業着手が妥当」との意見を得た。

＜主な意見等＞

- ・ 早期に整備効果を発現できるようにできるだけ前倒しの完了に努めてもらいたい。
- ・ 地域に生息する希少生物等への対策としては、植物の移植等に加え、施工段階においても工夫していただきたい。

■一般府道山城総合運動公園城陽線（城陽橋）道路整備事業【再評価】

「事業継続が妥当」との意見を得た。

＜主な意見等＞

- ・ 架設方法については、引き続き、安全面に配慮した上で、最も経済的となるよう事業費の精査を行われたい。
- ・ 新名神高速道路事業（NEXCO 西日本）、国道24号寺田拡幅事業（国交省）等との工程調整を行い、一日でも早く開通できるように、事業を進められたい。

6 委員会での主な意見

■府営農業競争力強化農地整備事業（徳光地区）【事前評価】

（委員長）

徳光地区と同様の課題や整備ニーズを有する箇所は京都府内にどれくらいあるか。

[京都府]

京都府内のほ場整備が必要な農地は約2.4万ヘクタールで、令和5年度までに64.2%で整備を実施してきている。

（委員長）

徳光地区が選定された理由や経緯は。

[京都府]

本事業は地域の過疎高齢化に伴う担い手の減少への対応や、生産性向上のための区画整理のニーズに関して、地元農家から申請を受けて京都府が実施するもので、今年度は徳光地区から申請があったため、着手することとした。

(委員長)

年間何件くらい申請があるのか。

[京都府]

年度によって異なるが、年平均で1件程度。

(委員長)

委員長に就任してから今回初めてほ場整備事業を見たのだが、今まで委員会に上がらなかった理由は。

[京都府]

近年は10ヘクタール程度の小規模なほ場整備の申請が多く、総事業費が10億円を超えるものが無かったため。

(委員)

生産性向上に向けたほ場整備の必要性は理解できるが、地元の費用負担を含め、本事業に対して農家の理解は得られているのか。

[京都府]

先述のとおり、地元の申請を受けて実施する事業であり、費用負担を前提として92戸の農家全員の同意の上で申請されている。

(委員)

写真からは農地は既に整備されているように見えるが、更に改良が必要なのか。

[京都府]

ほ場整備の時期が古いため区画は一反(10アール)の小さいものが多く、土水路や狭い農道、さらに用水不足という課題がある。高齢化した農家から耕作作業を担い手に集約し、安定的に農業を行っていくために、大型機械の導入や水管理を効率化していくために本事業の申請があったものである。

(委員)

九条ネギやサツマイモ等が耕作されている面積の割合は。

[京都府]

現状は全体34ヘクタールのうち1ヘクタール未満とごく一部。稲作が中心であるが、本事業により乾田化することで、高収益作物である野菜の生産量を増やしたいと考えている。

(委員)

農業は国の基幹産業であるが、食料自給率も低い中で、今後も農業を継続していくための環境整備は必要である。しかし、高齢化した農家が若い世代に農業を託していく場合、大型農業機械やドローンのようなITを駆使した機械を導入していくことになると思うが、現在、そのような後継者のあてはあるのか。

[京都府]

徳光地区では、農地全体の約9割の面積を4名の担い手に集積し、将来にわたって農業を実施していただく計画になっている。

スマート農業に関するものは今のところ自動給水栓くらいだが、農地を大区画化すれば大型農業機械やドローン等が活用できるようになるため、近い将来、そういった方向に進んでいくものと考えている。

(委員)

4名の方が担い手として意思表示されているということか。

[京都府]

そのとおり。

(委員)

4名の担い手は地元の方か。

[京都府]

地元の方です。

(委員)

当面は4名の方が農業を担われるが、その後のことも考えないといけない。農業を維持していくためには、環境整備だけでなく人づくりも大事なため、地元や京丹後市だけでなく京都府も積極的に関わりながら進める必要がある。国の動向に則って環境整備だけを進めていても、農業を維持していくことは難しいと感じた。

(委員長)

後継者だけでなく維持管理上の課題もある。耕作は農業法人の若手に委託するが、組合の所有する水路の維持管理まではやってもらえず、高齢化した組合では対応が難しいとの話を聞いたことがある。

徳光地区の場合、4名の担い手で維持管理まで行える体制になっているのか。

[京都府]

地元で相談の上、耕作は担い手が行い、草刈や水路清掃等の維持管理は地元が行うという役割分担を計画されている。

(委員長)

こういった事業によって、担い手の収入はどの程度増える見込みなのか。

[京都府]

具体的な担い手の収入については把握していないが、現在も一部農地の委託を受けて生計を立てておられるため、本事業により農業の生産性が向上すれば収入は増加するものと想定される。

(委員長)

事前に計画の評価を行うだけでなく、事業完了後に農家の収入がいくら増えたというエビデンスが出てくるのが望ましく、京都府内の農業の担い手の確保にも繋がっていく話だと思うので、事業完了後にはそういった調査や評価も行ってほしい。

(委員)

今回整備する埋設管の詰まりや劣化への対応や、揚水ポンプ設備の更新といった維持管理が必要になると考えられるが、担い手の4人ではできないのではないか。

[京都府]

埋設管や汲み上げ施設の維持管理や修繕対応は将来必要となるが、担い手ではなく土地の所有者同士が相談して、対応していくことになると思う。

(委員)

維持管理や更新も含めた総費用を考えても、汲み上げ施設は必要なのか。

[京都府]

本地区は水源となるため池の集水する山が浅く用水が少ないため、大区画化した農地を担い手に集積し安定して農業を営んでもらうには、用水の反復利用のための汲み上げ施設が必要。

(委員)

将来にわたり農業を続けていくためには、今いる担い手のためだけではなく、他の法人も参入してくるような、より魅力のある内容で計画してほしい。

整備工事は令和7年度から、何年まで実施する計画か。

[京都府]

費用対効果の算定においては、工事期間は6年間、その後40年間農業運営される計画で計算している。

(委員)

6年間の工事期間に担い手も6歳年を取る。早期に完了すればコスト縮減にも繋がるし効果の発現も早くなるので、早期完了を目指してもらいたい。

また、用水に関しては、汲み上げることで下流の水が不足することがないように水収支は十分考慮してもらいたい。

[京都府]

徳光地区は竹野川の河口に近く、より下流での水活用はあまり無いため、汲み上げによる影響は小さいと考えている。

(委員)

水の汲み上げにはエネルギーを要するため、例えば小水力や太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池の活用についても少し検討いただければ幸い。

[京都府]

将来的には導入検討の余地はあるが、当面は商用電力の利用を考えている。

(委員)

環境評価に関して、調書 p. 14 の『環』の公共事業構想ガイドライン評価シートで「野生生物・絶滅危惧種」「生態系」は「やや悪化」と評価されているが、環境保全の方法は。また現地に生息している動物は何か。

[京都府]

植物については、調書 p. 13 の青ハッチの部分に移植を行い種の保存に努める。

動物については、ドジョウやミナミメダカ、シマヒレヨシノボリ、タニシ、オオタニシ、トノサマガエル、アカハライモリ、ヤマガラシ、チュウサギ、サンコウチョウ等が確認されているが、工事は数年間かけて進めていくため、随時、未着手又は完了部分に逃げていくものと考えている。

(委員)

調書 p. 15 に記載のあるミズマツバが生息している場所はどこか。

[京都府]

地区の西端部に生息している。

(委員)

湿地整備は、環境に対してマイナスの影響が生じることが懸念されるため、種が保存されるよう努めてほしい。

(委員)

植物の移植は1つの方法ではあるが、これまで同様のほ場整備工事をされてきた経験を踏まえて、湿地環境をより保全できるような工法や手順としては、どういったことが考えられるか。

[京都府]

ほ場整備は、まず表土を剥いで別の場所に集積し、基盤整備後に元に戻すという手順で行うため、事業の性質上、現環境をそのまま残すのは難しい。そのため、植物の移植により保全を行う計画としている。

(委員)

これだけの希少種が残っているのは、他の地区と比べても非常に重要な場所だと思うので、移植だけではなく、現在の環境の価値を下げないように最大限工夫してほしい。

(委員長)

事業としては、特段の異論は無かったため、必要性、効率性も確認いただいた上で、新規着手が妥当としたい。

■一般府道山城総合運動公園城陽線（城陽橋）道路整備事業【再評価】

（委員）

橋りょう架設の方法を送り出し工法に変更することで増額する要因は何か。

[京都府]

送り出し工法はクレーンを用いずに架設する工法のため、代わりにジャッキ等の設備関係に費用を要するもの。最も経済的なのはクレーン架設であるが、下部の用地が使えない場合は採用できない。

（委員）

工法が変更になることで、必要な安全対策も変わるはずだが、その点は確認されているか。

[京都府]

橋りょう上部工の専門業者と契約しており、架設工法毎の安全基準や道路橋示方書に則って慎重に施工を行っている。特に、物流車両動線の上で橋桁を送り出す際には、物流事業者とも十分調整を行いながら施工を進めることとしている。

（委員）

工法見直しにより増額になっているが、施工業者や関係者との調整や情報収集を行いながら、事業費の精査やコスト縮減を徹底してほしい。

[京都府]

まずは安全第一で、引き続き施工業者や関係者から情報収集を行いながら、現在の施工条件で最も経済的な方法により、事業を進める。

[京都府]

受発注者間で協議してきているところであり、発注者として最新の施工技術や要する費用についてもしっかり把握し、少ない費用で良いものをつくるということを心がけていく。

（委員）

確かに架設工法の変更自体は増額になっているが、仮に工法を変更せず事業が休止すれば、事業期間が延びて物価高騰等の別の要因によって増額する可能性がある。また、NEXCO等の近接工事がある本事業においては、ヤードも含めて受注者が工事しやすい環境を整えることも、プロジェクトを進めるうえでは必要だと思うので、総合的に考慮しながら事業を進めてほしい。

[京都府]

新名神を中心に色々なプロジェクトが同時に展開されているため、まずは新名神を第一に考えているところ。併せて、本事業を含めたアクセス道路の整備についても、NEXCO や国、城陽市としっかりと調整しながら進めてまいりたい。

（委員）

工法の変更はNEXCO 工事の遅れの影響によるものか。

[京都府]

NEXCO 工事の遅れの影響が大きい。加えて、近接する物流事業者の経済活動を十分考慮した上で工事を進捗させるため工法を見直す必要が生じたもの。

(委員)

施工の安全性は確認できているか。

[京都府]

確認できている。

(委員)

了解した。1日でも早期の開通をお願いしたい。

(委員長)

新名神の架橋工事は完了しているのか。

[京都府]

現在も工事中である。

(委員長)

新名神の工事後に京都府が着手するという説明だったが、工法変更により着手時期を前倒しできないか。

[京都府]

現在 NEXCO、物流事業者、国交省等の関係者と工程調整を進めているところである。

(委員長)

今回の工法変更は、工期が延伸する可能性が最小限となることに加え、近接工事への影響を小さくできている面もあるのではないかと考えている。新名神関連道路の供用による効果は大きく、今後の物価や人件費の高騰も予見できるため、できる限り早期の完成を目指すことが適切であると考えている。

本事業については、特段の異論は無かったため、事業継続としたい。

以上